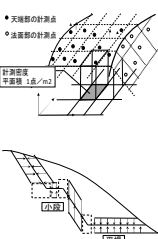
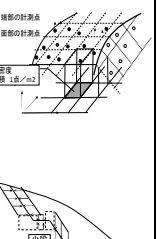

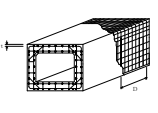
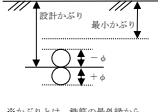
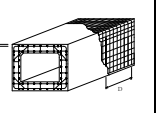
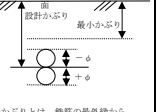
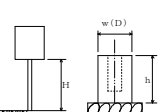
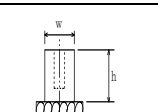
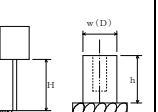
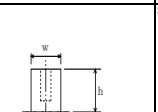
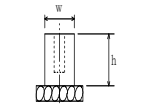
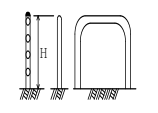
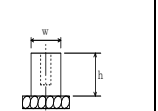
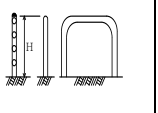
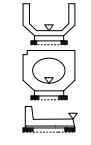
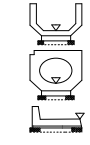
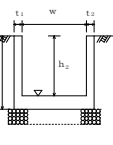
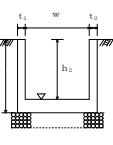
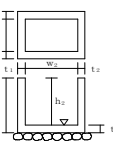
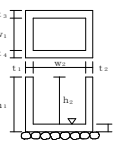
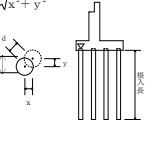
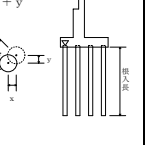
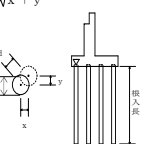
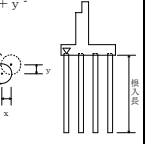
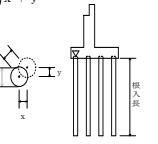
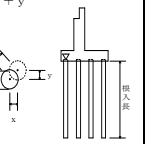




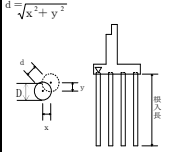
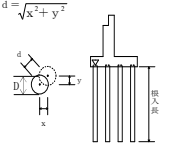
現行（令和5年度版）	改訂版（令和6年度版）	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R5.3〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p style="text-align: center;"><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R6.3〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p>年度更新</p>

現行（令和5年度版）							改訂版（令和6年度版）							改定理由		
1 出来形管理基準及び規格値（案） 目次							1 出来形管理基準及び規格値（案） 目次									
編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁			
第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編							文脈の判断の為に表示		
第2章 一般施工							第2章 一般施工							文脈の判断の為に表示		
第7節 地盤改良工		2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データ」を用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合		I - 107	第7節 地盤改良工		2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編 固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合		I - 107	諸基準類の改定		
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I - 116	第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I - 116	誤植		
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I - 133	第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I - 133	誤植		
第6編 河川編							第6編 河川編							文脈の判断の為に表示		
第1章 築堤・護岸							第1章 築堤・護岸							文脈の判断の為に表示		
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工			I - 8	第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工			I - 8	誤植		
第4章 水門							第4章 水門							文脈の判断の為に表示		
第14節 コンクリート管理	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	第14節 コンクリート管理	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	誤植
第15節 コンクリート管理	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10	支承工	I - 179	第15節 コンクリート管理	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10	支承工	I - 179	誤植
第5章 堰							第5章 堰							文脈の判断の為に表示		
第15節 コンクリート管理	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	第15節 コンクリート管理	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	誤植
第7編 河川海岸編							第7編 河川海岸編							文脈の判断の為に表示		
第3章 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							第3章 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							文脈の判断の為に表示		
第4節 海城堤本体工	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10	場所打コンクリート工	I - 146	第4節 海城堤本体工	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10	場所打コンクリート工	I - 146	誤植
第10編 道路編							第10編 道路編							文脈の判断の為に表示		
第1章 道路改良							第1章 道路改良							文脈の判断の為に表示		
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 163	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 164	ページ番号		
第5章 コンクリート橋上部							第5章 コンクリート橋上部							文脈の判断の為に表示		
第5節 PC橋工	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	第5節 PC橋工	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	誤植
第16章 道路修繕							第16章 道路修繕							文脈の判断の為に表示		
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6	防雪柵工	I - 163	第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6	防雪柵工	I - 164	ページ番号

現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由															
編 号		部 条		技 術		工 種		測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		編 号											
単位: mm										単位: mm																									
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		平面	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	1-2-3-2	共通編	2	土工	河川土工・海岸土工・砂防土工	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	表記統一のための修正		
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			法面 (小段含む) 標高較差	±70	±160	法面 (小段含む) 標高較差			±70	±160	法面 (小段含む) 標高較差	±70	±160	法面 (小段含む) 標高較差	±70	±160	法面 (小段含む) 標高較差	±70	±160							
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上		平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径	かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上		1-3-7-4	1-3-7-4	共通編	3	無筋、鉄筋コンクリート	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径	かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上		1-3-7-4	誤植		
						工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編 2章 2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版( PC 橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版( PC 橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。			注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版( PC 橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。																									
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	6		小型構造物	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		幅 w (D)	-30		設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎	幅 w (D)	-30		3-2-3-6	3-2-3-6	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通工種	6	小型構造物	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅 w (D)	-30		3-2-3-6	ICT
						高さ h	-30			高さ h	-30		高さ h	-30		高さ h	-30		根入長	設計値以上	根入長	設計値以上													
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	7		防止欄工 (立入防止欄) (転落(横断)防止欄) (車止めポスト)	幅 w	-30	単線基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		高さ h	-30		幅 w	-30	単線基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	高さ h	-30		3-2-3-7	3-2-3-7	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通工種	7	防止欄工 (立入防止欄) (転落(横断)防止欄) (車止めポスト)	幅 w	-30	単線基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	高さ h	-30		3-2-3-7	ICT
						パイプ取付高H	+30 -20			1ヶ所/1施工箇所	パイプ取付高H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所																					

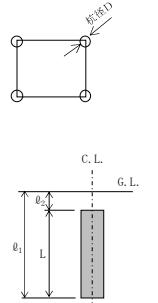
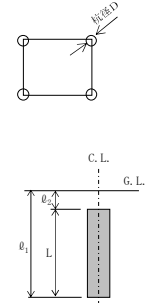
現行 (令和5年度版)														改訂版 (令和6年度版)														改定理由
編	章	節	条	技	工	測	規	測	測	単	編	章	節	条	技	工	測	規	測	測	単							
						定	格	定	定	位							定	格	定	定	位							
						項	値	準	所	：mm							項	値	準	所	：mm							
3	2	3	8	1	路側防護欄工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8	3	2	3	8	1	路側防護欄工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT				
							高さh	-30																				
							ビーム取付高H	+30 -20																				
3	2	3	8	2	路側防護欄工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8	3	2	3	8	2	路側防護欄工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT				
							高さh	-30																				
							延長L	-100																				
						ケーブル取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所							ケーブル取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。											
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10	ICT						
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-13	3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-13	誤値						
						幅(下) w <sub>2</sub>	±5																					
						高さh	+10 -5																					
						桁長ℓ	ℓ<15…±10																					
						支間長	ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内																					
横方向最大タワミ	0.8ℓ																											
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-3-13	3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-3-13	誤値						
						断面の外形寸法(mm)	—																					
3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ	ℓ<15…±10	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする		3-2-3-14	3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ	ℓ<15…±10	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする		3-2-3-14	誤値						
						支間長	ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内																					
						横方向最大タワミ	0.8ℓ							横方向最大タワミ	0.8ℓ													

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
編	章	節	条	技	工	測	規	測	測	編	章	節	条	技	工	測	規	測	測			
単位：mm										単位：mm												
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	ICT
						延長L	-200			1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。												
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-3-29	3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	ICT
						厚さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20															
						幅w	-30															
						高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30															
3	2	3	30	1	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30	3	2	3	30	1	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30	ICT
						※厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>5</sub>	-20															
						※幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30															
						※高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30															
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	ICT
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	2	4	5	1	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	3	2	4	5	1	場所打杭工	基準高▽	±50	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	2	4	5	2	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	3	2	4	5	2	場所打杭工	基準高▽	±50	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	2	4	5	2	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	3	2	4	5	2	場所打杭工	基準高▽	±50	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	2	4	5	2	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	3	2	4	5	2	場所打杭工	基準高▽	±50	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	100以内															
						傾斜	1/100以内															

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由					
編	章	節	条	校番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm	概要	編	章	節	条	校番	工	種		測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm
3	2	4	6		深礎工		基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6		3	2	4	6		深礎工		基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6	表記統一のための修正
							根入長	設計値以上																	
							偏心量d	150以内																	
							傾斜	1/50以内																	
							基礎径D	設計径（公称径）以上※																	



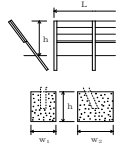
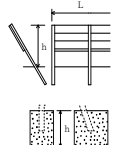
# 出来形管理基準及び規格値(案)

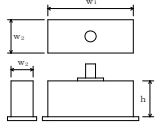
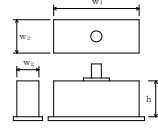
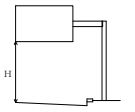
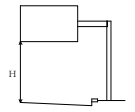
現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	諸基準類の改定
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)									位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)									杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)									改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)			



現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由			
編	章	節	条	検査	工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	検査	工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要		
3	土木工事共通編	2	15	3	共通	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ ±50 高さh h<3m -50 h≧3m -100 鉛直度△ ±0.03hかつ ±300以内 控え長さ (補強材の設計長) 設計値以上 延長L -200	施工延長40m(測点間隔2mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3	3	土木工事共通編	2	15	3	共通	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ ±50 高さh h<3m -50 h≧3m -100 鉛直度△ ±0.03hかつ ±300以内 控え長さ (補強材の設計長) 設計値以上 延長L -200	施工延長40m(測点間隔2mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3		鉄柱
3	土木工事共通編	2	18	2	一般施工	床版工	基準高▽ ±20 幅w 0~+30 厚さt -10~+20 鉄筋のかぶり 設計値以上 鉄筋の有効高さ ±10 鉄筋間隔 ±20 上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合 ±10	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。) 1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		3-2-18-2	3	土木工事共通編	2	18	2	一般施工	床版工	基準高▽ ±20 幅w 0~+30 厚さt -10~+20 鉄筋のかぶり 設計値以上 鉄筋の有効高さ ±10 鉄筋間隔 ±20 上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合 ±10	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。) 1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		3-2-18-2		図形の追加
7	河川海岸編	2	5	9	現場・人工師	石砕工	基準高▽ ±50 厚さt -50 高さh h<3m -50 h≧3m -100 延長L -200	施工延長40m(測点間隔2mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		7-2-5-9	7	河川海岸編	2	5	9	現場・人工師	石砕工	基準高▽ ±50 厚さt -50 高さh h<3m -50 h≧3m -100 延長L -200	施工延長40m(測点間隔2mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		7-2-5-9		鉄柱
8	砂防編	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	コンクリート堰堤本体工	基準高▽ ±30 天端部w <sub>1</sub> 、w <sub>3</sub> 堤幅w <sub>2</sub> -30 水通し幅θ <sub>1</sub> 、θ <sub>2</sub> ±50 堤長L <sub>1</sub> 、L <sub>2</sub> -100	図面の表示箇所所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4	8	砂防編	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	コンクリート堰堤本体工	基準高▽ ±30 天端部w <sub>1</sub> 、w <sub>3</sub> 堤幅w <sub>2</sub> -30 水通し幅θ <sub>1</sub> 、θ <sub>2</sub> ±50 堤長L <sub>1</sub> 、L <sub>2</sub> -100	図面の表示箇所所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4		ICT

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6	8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6	ICT
						幅w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30															
						長さL	-100															
8	1	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	8	1	8	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-8	ICT	
					幅w	-100																
					厚さt	-30																
					延長L	-100																
8	1	9	6	鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	8	1	9	6	鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	誤植		
					長さL	±100																
					幅w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±50																
					下流側倒れ△	±0.02H																
					高さh	h < 3m			-50													
h ≧ 3m	-100																					
10	1	11	4	落石防止網工	幅w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4	10	1	11	4	落石防止網工	幅w	-200	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4	ICT		
					延長L	-200																
10	1	11	5	落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5	10	1	11	5	落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-5	ICT		
					延長L	-200																
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。													

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由
単位：mm										単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
10	道	1	11	6	防雪構工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は90m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	10-1-11-6	10	道	1	11	6	防雪構工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は90m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-1-11-6	ICT
						延長L	-200	1施工箇所毎								延長L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎		基礎1基毎								基礎		基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30									幅w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			
						高さh	-30									高さh	-30			

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	概要
10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎1基毎		10-2-9-4	10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT
						高さ h	-30										高さ h	-30				
10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4	10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT